

2018 年 7 月 12 日

【監査懇話会 SG 分科会 WG9】

別府 正之助

監査役(会)は何をなすべきか

1. 粉飾決算をさせないこと

- ・経営者は常に「利益平準化」の誘惑と戦っている。
- ・社長の適正決算を守る考えが社内に発信されているか？
社内の会計不正に、厳正な処分を下しその事実を社内に公表しているか？
- ・監査役会は監査法人の「雇い主」。会計監査の専門業務を委託している先。
適正な監査費用を支払い、聖域なしに監査させる。
- ・会計の専門家でなくてもよいが、基本となる考え方の理解は必須。
- ・内部監査部門の充実を充実し、社内での地位向上を支援。

単独決算と連結決算、当期純利益と包括利益、監査報告書の長文化問題など。

2. 社長に為すべきことをさせ、してはいけないことをさせないこと

- ・社長との定期面談を実施していないなら、監査役の機能不全(ガバナンス不在)。
- ・監査役の日常業務は、社長に定期面談の場で何を伝えるかを探すこと。
- ・すべての社長がガバナンスや監査役の役割を正しく理解しているとは限らない。
- ・必要に応じ、社外取締役・社外監査役の力を活用。

3. 内部監査部門に経営上の課題を果敢に監査させること

- ・内部監査部門の充実を提言し、社内での地位向上を支援。
- ・社長と監査役会への 2 系統の報告経路 (Dual reporting line) を制度化。
- ・内部監査の重要事項について監査役(会)が関与(指揮・承認・同意など)。
「コーポレートガバナンス基本方針」に重要事項と関与方法を明記。

4. 望ましい社風、優れた企業風土づくりの先導役を務めること

- ・自由闊達に、建設的な議論ができる社風の醸成に向けて率先垂範。
- ・監査役(会)の役割を社内外に向けて積極的に発信。

以上